

監査結果公表第4－3号

財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、地方自治法第199条第14項及び八尾市監査基準第17条の規定により当該措置の内容を次のとおり公表します。

令和4年8月26日

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	西田 尚美
同	大野 義信

記

1 措置の内容の通知

令和3年度財政援助団体等監査の結果に対する措置

令和4年8月18日付け 八人人第1064号

公益財団法人八尾市国際交流センター

八尾市自治振興委員会

令和4年8月19日付け 八魅産地第400号

公益財団法人八尾市文化財調査研究会

公益財団法人八尾体育振興会

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の内容については、市役所本館3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

令和3年度財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容
 公益財団法人八尾市国際交流センター

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
<p>1 公益財団法人八尾市国際交流センター運営経費補助金の精算について</p> <p>公益財団法人八尾市国際交流センター運営経費補助金交付要綱において、補助事業が完了したときは公益財団法人八尾市国際交流センター運営経費補助金実績報告書に関係書類を添えて、市長に提出しなければならないとされている。</p> <p>事業助成金は運営経費補助金関係の決算内訳のうち事業費に係るもので、要綱別表には交付対象経費が科目別に列挙されているが、事業報告を行う際にその科目別経費の内容は明示されていなかった。科目別経費の内容を明らかにするため、決算時に作成している事業費科目別経費内訳表(決算)も事業報告時に提出されたい。</p> <p>関係書類には決算認定前の正味財産増減計算書が含まれており、提出後に修正されたが、市長には修正後の計算書は提出されていなかった。提出書類に修正がある場合は、理由を付して修正後のものを提出し、事業報告を補正されたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(令和4年4月1日)</p> <p>公益財団法人八尾市国際交流センター運営経費補助金の精算について、より内容を明らかにするため、下記のとおり事務処理を改めました。</p> <p>事業報告時に、事業費科目別経費内訳表(決算)を添えて提出するよう、事務処理を見直しました。</p> <p>また、正味財産増減計算書の提出後に決算認定を受け、正味財産増減計算書に変更が生じた場合、理由を付して修正後のものを提出するよう、事務処理を見直しました。</p>

八尾市自治振興委員会

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
<p>1 町会(自治会)活動費の交付に係る事務について</p> <p>八尾市自治振興委員会は、地域社会の健全な発展と住民福祉の増進を図ること等を目的として自治振興委員によって組織され、市の広聴、広報活動への協力、地域コミュニティづくりの推進等様々な活動を行う団体であり、市からの回覧文書等配付業務に係る委託料はそれぞれの地区自治振興委員会を通じて各町会(自治会)に町会(自治会)活動費として交付されている。</p> <p>八尾市自治振興委員会会計処理規程において、決算報告として町会(自治会)活動費については、各地区委員長が各町会(自治会)長の受領証を自治振興委員会本部に報告することとしているが、提出書類が不足している地区等が見受けられたので、適正な事務処理を行われない。</p>	<p>措置状況 1. 措置済 (令和4年5月10日)</p> <p>自治振興委員会役員会及び幹事会にて、監査の指摘内容を共有し、各地区委員長に対して、八尾市自治振興委員会会計処理規程に基づき、適正な事務を行うように改めて周知を行いました。</p>

公益財団法人八尾市文化財調査研究会

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
<p>1 指定管理施設の維持管理に伴う部分委託契約について</p> <p>公益財団法人八尾市文化財調査研究会は、平成18年4月から八尾市立埋蔵文化財調査センター及び八尾市立歴史民俗資料館について、指定管理者制度による管理運営業務を受託しており、施設の維持管理に伴う部分委託については、基本協定書の規定に基づき、予定する受託事業者又は請負業者の名称、当該業務の内容及び委託又は請負の期間等について、市の承諾を得て行っている。</p> <p>部分委託契約締結のための回議書に添付された見積書において、日付の記載のないものや決裁日より後の日付が記載されているものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済 (令和4年4月1日)</p> <p>回議書に添付する見積書の日付の記載について、漏れや誤りがないか適切にチェックするよう事務処理を改めました。</p>

<p>2 出納事務について</p> <p>収入伺書において、検算欄、検収欄等に押印が漏れているものが見受けられたので、当法人の会計規則等に基づき適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和4年4月1日）</p> <p>当法人の会計規則等に基づき、適正に漏れなく押印するよう事務処理を改めました。</p>
--	--

公益財団法人八尾体育振興会

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
<p>1 公益財団法人八尾体育振興会契約規程の整備について</p> <p>令和2年4月1日に施行された民法の一部改正において、売主のかし担保責任に関する見直しが行われたが、これに伴う改正が行われていないので、速やかに規定を整備されたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和4年4月1日）</p> <p>契約規程の一部改正を行い、規定を整備しました。</p>
<p>2 契約事務について</p> <p>契約事務の具体的な詳細については、公益財団法人八尾体育振興会契約規程に規定されている。</p> <p>契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p> <p>(1) 随意契約により契約を締結する場合において、伺書に随意契約によることとした旨や随意契約とした根拠となる条項及びその理由が記載されていないもの</p> <p>(2) 伺書に契約保証金についての伺いが無いものや契約保証金を免除した具体的な理由が記載されていないもの</p> <p>(3) 契約書に必要な事項の記載が漏れているものや、契約保証金についての記載が不十分なもの</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和4年4月1日）</p> <p>随意契約により業務委託契約を締結する場合においては、契約規程の関係条項に基づき、随意契約の理由を当該伺書に記載するように改めました。</p> <p>業務委託契約を締結する場合においては、契約規程の関係条項に基づき、伺書に契約保証金に関することと契約保証金を免除した場合の根拠を記載するように改めました。</p> <p>業務委託契約にかかる契約書の作成にあたっては、契約規程の関係条項に定める事項を記載するように改めました。</p>

<p>3 文書事務について</p> <p>文書事務の具体的な詳細については、公益財団法人八尾体育振興会事務分掌規則に規定されている。</p> <p>伺書において以下のような事例が見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p> <p>(1) 決裁区分が誤っているもの</p> <p>(2) 廃棄年月の記載が誤っているもの</p> <p>(3) 完結年月日が記載されていないもの</p>	<p>措置状況 1. 措置済（令和4年4月1日）</p> <p>同一業務を2以上の施設で行う内容の業務委託にかかる伺書については、対象施設の全てをまとめて、1件で作成しており、その決裁区分については、最も高い契約額に基づき設定しておりましたが、全ての施設の契約合計額に基づく決裁区分とするように改めました。</p> <p>伺書の保存期間の起算日の考え方について、誤った認識であったことから、指摘内容及び今後の取り扱いについて、事務局内で確認し、適切に対応するように改めました。</p> <p>事務分掌規則の一部改正を行い、規則内で規定している伺書の様式を変更し、「完結日」の欄を設けました。</p>
--	---